

大学院学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 関西医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、保健医療に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、国民保健の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第 1 条の 2 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 自己点検・評価を行うため、本学に自己点検・評価委員会を置く。

3 自己点検・評価委員会に関して必要な事項は別に定める。

(個人情報の保護)

第 1 条の 3 学生が本学に届け出た氏名、住所等の情報並びに在学中の記録等（以下「個人情報」という。）は、本学が行う教育及び学生サービス等以外の目的に利用してはならない。

2 個人情報は、本人の同意がある場合もしくは別に定める例外の場合を除いて、第三者に開示してはならない。

第 2 章 組織及び収容定員

(本大学院の課程並びに研究科及び専攻課程)

第 2 条 本大学院の課程は修士課程とし、次の研究科及び専攻を置く。

保健医療学研究科 保健医療学専攻

(収容定員)

第 3 条 本大学院の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専 攻	入学定員	収容定員
保健医療学専攻	9 名	18 名

(修業年限及び在学年限)

第 4 条 本大学院に置く修士課程の修業年限は、2年とする。

2 研究科は、学生が職業を有している等の事情により、前項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、学長の承認を得て、その計画的な履修を認めることができる。

3 本大学院には休学期間を除いて4年を超えて在学することができない。ただし、前項の規定により、長期にわたる教育課程の履修を認められた者の在学期間は、その認められた期間に2年を加えた年数を超えることができないものとする。

第 3 章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第 5 条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第 6 条 学年を分けて、次の2学期とする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から3月31日まで

(休 業 日)

第 7 条 学年中定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号）に定める休日

(3) 創立記念日 10月27日

(4) 夏期休業日 8月5日から9月15日まで

- (5) 冬期休業日 12月21日から翌年1月10日まで
- (6) 春期休業日 3月21日から3月31日まで
- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、退学、留学及び休学

(入学の時期)

第8条 本大学院の入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第9条 本大学院に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条の大学（以下「大学」という。）を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第4号又は5号の規定により文部科学大臣が指定した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

(入学の出願)

第10条 本大学院に入学を志願する者は、本大学院所定の入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学の許可)

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本大学院所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

2 入学手続の際に、保証人を届け出るものとする。

3 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学、再入学等)

第13条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で、本大学院に入学することを志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考により、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 他の大学院に在学している者

(2) 本大学院を退学し、又は除籍された者で、復学の意思のある者

2 前項の選考に関し必要な事項は、学長が別に定める。

3 第1項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

(留 学)

第14条 外国の大学院等で修学することを志願する者は、学長に届け出て留学することができる。

2 前項の規定により留学して修得した単位の取扱いについては学長が定める。

3 第1項の規定により留学した期間は、第4条に規定する在学期間に算入することができる。

(退 学)

第15条 病気その他のやむを得ない理由により退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休 学)

第16条 疾病その他やむを得ない理由により、引き続き2か月以上修学することができない者は、学長に届け出て休学することができる。

2 疾病を理由とする休学届には医師の診断書を添付しなければならない。

3 学長は、疾病その他の理由により修学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第17条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由があると認める場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、第4条第3項の在学年限に算入しない。

(復学)

第18条 休学期間が満了した者は、学長の許可を得て、復学することができる。

2 休学期間中にその理由が消滅した者は、学長の許可を得て、復学することができる。

(転学)

第19条 本大学院から他の大学院に転学しようとする者は学長に届け出なければならない。

(除籍)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、学長が除籍する。

(1) 第4条第3項に定める在学年限を超えた者

(2) 第17条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 行方不明となった者

(5) 死亡した者

第5章 教育課程、履修方法等

(授業及び研究指導)

第21条 本大学院における教育は、授業科目の授業及び修士論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 前項の授業を、多様なメディアを利用して行う必要があるときは、あらかじめ指定した日時に、パーソナルコンピュータその他双方向の通信手段により行うことができる。

3 前項の授業は、教室等以外の場所で行うことができる。

4 第2項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

(授業科目)

第22条 授業科目については、別表第1に定める。

(履修単位)

第23条 研究科の学生は、所定の期間に授業科目のうち32単位以上履修しなければならない。

2 前項に定めるほか、授業科目の履修方法及び単位認定等に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の基準)

第24条 授業科目の単位は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学長が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で学長が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定に関わらず、特別研究等の授業科目については、これに必要な学修などを考慮して、時間数を定める。

(単位の認定)

第25条 授業科目の単位認定は、試験の成績又は研究の報告などにより科目担当者が行い、合格した科目については所定の単位を与える。

(学修の評価)

第25条の2 試験等の評価はS、A、B、C、Dをもって表わし、C以上を合格とする。

(他大学大学院における授業科目の履修等)

第26条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき学生が当該他大学院において履修した授業科目について修得した単位を15単位を限度として本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。

(入学前既修単位等の認定)

第27条 学生が本大学院に入学する以前に大学院又は他の大学院（外国の大学院を含む）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を学長が教育上有益と認めるときは、15単位を限度として本大学院における授業科目の履修により修得し

たものとみなすことができる。

- 2 前項により認定できる単位数は、前条において本大学院において修得したものと認定する単位数と合わせて20単位を超えないこととする。

第 6 章 課程の修了及び学位授与

(修了の要件)

第 28 条 学長は、本大学院に2年以上在学し、第23条に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、修士課程の修了を認定する。

- 2 学位を授与するための論文審査、最終試験等の実施に必要な事項については、別に定める。

(学位)

第 29 条 学長は、前条第1項の規定により修士課程の修了を認定した者に対し、修士（保健医療学）の学位を授与する。

第 7 章 検定料、入学金、授業料及びその他の費用

(検定料などの金額)

第 30 条 検定料、入学金及び授業料の額は、別表第2に定めるとおりとする。

(検定料、入学金及び授業料)

第 31 条 学生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生は、授業料等を別表第2に定める期日までに納めねばならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

- 2 退学、停学、休学及び復学の場合の授業料等と納付した授業料等については、大学学則第35条から第39条までの規定を準用する。

第 8 章 運営組織

(大学運営会議)

第 32 条 この規則に定めるもののほか、本大学院の内部質保証及び管理運営に関する重要な事項は、学長が別に定める大学運営会議において審議する。

(大学院教授会)

第 33 条 研究科における教育研究上の重要な事項を審議するため、大学院教授会を置く。

- 2 大学院教授会は研究科長及び研究科の教授をもって組織する。

- 3 前項の規定にかかわらず、研究科長が必要と認めるときは、大学院教授会に、その他の教職員を加えることができる。

- 4 その他、必要のあるときは、研究科長は、大学院教授会の構成員以外の者に対して、大学院教授会の会議に出席し、意見を陳述させることができる。

- 5 学長は、教育研究に関する次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり、大学院教授会の意見を聴くものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了

- (2) 学位の授与

- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

- 6 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について、意見を述べるることができる。

- 7 教授会は、第5項に規定するもののほか、学長の指示する事項に対し、速やかに意見を述べなければならない。

- 8 本条に規定するもののほか、大学院教授会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(研究科長)

第 34 条 大学院に研究科長を置くことができる。

- 2 研究科長は、学長の命を受け、研究科内の教育及び研究に関する校務をつかさどる。

(副学長)

第 34 条 2 本学に必要な応じて副学長を置くことができる。

第 9 章 科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生及び研究生

(科目等履修生)

第35条 学長は、本大学院の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生には、単位を与えることができる。

3 科目等履修生の学費は別表第3のとおりとする。

4 前2項に規定するもののほか、科目等履修生に必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第36条 学長は、他の大学院の学生で本大学院の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、特別聴講学生に必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第37条 学長は、外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学することを志願するものがあるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生に必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第38条 学長は、本大学院以外の者で本大学院において特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、本大学院の教育又は研究に支障のない限り、選考の上、研究生として許可することができる。

2 研究生の研究期間は、原則として1年以内とする。

3 前項の研究期間を超えて、なお研究を継続しようとする場合は、事情により許可することができる。

4 前3項に規定するもののほか、研究生に必要な事項は、別に定める。

第10章 賞 罰

(表彰)

第39条 学長は、表彰に値する行為のあったときは、その者を表彰することができる。

(懲戒)

第40条 学長は、この規則その他本大学院の定める諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした学生を懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みのないと認められる者

(3) 正当な理由なくして出席が常でない者

(4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 学生の懲戒に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2. 保健医療学研究科鍼灸学専攻は、この学則による改正後の関西医療大学大学院学則（以下「新学則」という。）第2条の規定にかかわらず、平成23年3月31日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

この場合において、当該専攻に在学する者に係る教育課程その他の修了に係る要件及び学位は、新学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は平成29年4月1日から施行する。

2. 改正後の別表第1（授業科目）の規定は、平成29年4月1日以降の1年次入学者から適用する。
ただし、改正後の別表第1に掲げる授業科目のうち、学長が特に必要と認めた授業科目については、平成28年度以前の入学者に対しても履修することを認めることがある。

附 則

1. この学則は令和3年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は令和4年10月1日から施行する。

別表第1 授業科目（第22条関係）

区 分	授業科目名	単位数		備 考	
		必修	選択		
共通教育科目	保健医療学概論	2		共通教育科目の3科目6単位を必修	
	医療倫理学概論	2			
	疫学・保健統計学概論	2			
専門教育科目	基礎領域	機能形態学		2	基礎領域から10単位以上を選択必修
		生体情報学		2	
		病態情報学		2	
		内科系病態学Ⅰ		2	
		内科系病態学Ⅱ		2	
		高次神経病態学		2	
		外科系病態学		2	
		東洋医学		2	
		補完・代替医療学		2	
	専門領域	臨床鍼灸学研究計画法		2	専門領域から10単位以上を選択必修
		臨床鍼灸学研究方法論		2	
		臨床鍼灸学特論講義		2	
		臨床鍼灸学特論演習		2	
		臨床鍼灸学実習		2	
		臨床身体機能学研究計画法		2	
		臨床身体機能学研究方法論		2	
		臨床身体機能学特論講義		2	
		臨床身体機能学特論演習		2	
		臨床身体機能学実習		2	
医科学研究計画法		2			
医科学研究方法論		2			

	医科学特論講義		2	
	医科学特論演習 I		2	
	医科学特論演習 II		2	
特別研究科目	特別研究	6		特別研究科目 6 単位を必修

別表第2 学生納付金（第30条・第31条関係）

項目	金額	備考
入学検定料	30,000円	入学検定時のみ
入学金	300,000円	入学時のみ
授業料	600,000円	前後期分納
納入期日	前期 4月20日 後期 10月20日 （納入期日が金融機関の休業日にあたる場合はその前日とする）	

別表第3 科目等履修生納付金（第35条関係）

項目	金額	備考
登録料	20,000円	更新の場合は不要
授業料	20,000円	1単位につき